

SRA EDI ソフトウェア保守サービス提供条件

本書(以下「本条件」とします)は、日本情報通信株式会社(以下「弊社」とします)がお客様に提供する「SRA EDI ソフトウェア」(以下「本ソフトウェア」と言います)の保守(以下「保守サービス」又は「本サービス」と言います)の提供条件を定めるものです。

第1条 (契約の優先度)

1. 本条件とその他の条件(以下総称して「本契約」とします)は、次に定める書面から構成されるものとし、1号から5号の順に優先して適用されるものとします。
 - 1) その他書面(覚書き、特則)
 - 2) SRA EDI ソフトウェア保守サービス個別条件
 - 3) 本条件
 - 4) 「利用申込書」および「利用承諾書」
 - 5) SRA EDI ソフトウェア保守サービス記述書

第2条 (利用申込)

1. お客様は、本条件の内容を承諾したうえで、弊社所定の「利用申込書」に必要事項を記載し、NI+C 所定の方法により申し込むものとします。
2. 弊社は、利用申込の審査にあたり、弊社が相当と判断する方法で信用調査を行うものとします。
3. 弊社が利用申込を審査し承認したときは、「利用承諾書」をお客様宛に送付するものとし、「利用承諾書」の送付を以って、本契約が成立するものとします。
4. お客様及び弊社は、「利用申込書」、及び、「利用承諾書」について、原本送付に代えてデジタル化したデータにより電気通信回線を通じて相手方に送付することができるものとします。

第3条 (契約期間)

5. 保守サービスの提供期間は、「利用申込書」および「利用承諾書」記載の「SRA EDI ソフトウェア保守サービス期間」となります。但し、期間満了の1ヶ月前迄にお客様、弊社いずれからも書面による変更、又は更新しない旨の申し出がなかった場合は、更に1年間同一条件をもって自動延長されるものとし、その後も同様とします。

第4条 (保守サービスの内容)

1. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェアについて次の保守サービスを提供します。
 - 1) 本ソフトウェアの機能又は仕様に関する相談受付。
 - 2) 本ソフトウェアのシステムトラブル時の相談受付。
 - 3) 本プログラムを弊社が機能改修した場合、その改修内容の通知及び改修プログラムの提供。
 - 4) 本ソフトウェアが弊社所定の仕様どおり稼働しない場合、その原因及び修復方法に関する相談受付及び弊社の判断による修復プログラムの提供等の対応。但し、本ソフトウェアが完全に修復されることを保証するものではありません。
2. 次に起因すると思われるトラブルに関しては、保守サービスの対象外とします。
 - 1) ハードウェア又は媒体等の故障に起因するトラブル。
 - 2) 本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因するトラブル。
 - 3) 災害によるトラブル。
 - 4) お客様が本ソフトウェアの弊社所定の仕様に反する用い方をしたことに起因するトラブル。
 - 5) 弊社の書面による承諾なくお客様が本ソフトウェアを改変又は加工したことに起因するトラブル。
 - 6) その他弊社の責めに帰せざる事由によるトラブル。
3. 本ソフトウェアの設置場所に出張しての出張保守サービスは、本サービスの対象外です。
4. 本ソフトウェアが稼働するハードウェアのオペレーティングシステムをお客様の意思により変更したため本ソフトウェアの再提供を行う場合は弊社の別途見積りにより、弊社はお客様に作業料を請求できるものとします。
5. 弊社は、お客様の承諾なく、保守サービスの全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。但し、弊社は、当該第三者に対し、本利用規約に定める弊社の義務を遵守させるものとします。
6. 本サービスの内容は、別紙「SRA EDI ソフトウェア保守サービス記述書」に記載されます。

第5条 (お客様の責任)

1. お客様は、保守サービスの提供に必要な範囲で、弊社に対しシステムを使用させるものとします。さらに、弊社が必要とする通信手段、機械、器具を使用させるものとします。
2. 保守サービスの提供に際して、損壊の恐れのあるプログラム及びデータについては、お客様において最新のバックアップを取るものとします。

第6条 (秘密保持)

お客様は、本契約期間中であるか本契約終了後であるかを問わず、本ソフトウェアから知得した情報その他本契約に関連して弊社から入手した情報についてその秘密を厳守するものとし、第三者に一切の開示、漏洩または利用させることはできません。

第7条 (保守サービスの要求方法)

1. お客様が弊社による保守サービスを受ける場合、お客様は別紙「SRA EDI ソフトウェア保守サービス記述書」に記載の保守サービス窓口へ連絡するものとします。
2. 前項の規定の他、弊社は、弊社との本契約に基づき本ソフトウェアを使用している第三者が弊社に対して前項に定める連絡を行う場合にも、本契約に基づく保守サービスを行うものとします。
この場合であっても、弊社は、本契約に基づき弊社がお客様に対して負う義務以外の義務を負わないものとし、弊社が第三者に対して本契約に基づき弊社がお客様に対して負う義務以外の義務を負担した場合には、お客様の責任と負担において当該義務を履行するものとします。

第8条(保守料金及び支払方法)

1. 保守サービスの対価(以下「保守料金」という)及びその支払方法は、「利用申込書」および「利用承諾書」記載のとおりとします。
2. 弊社は前項の「利用申込書」および「利用承諾書」記載の請求金額をお客様に請求するものとします。
3. 保守サービス開始日以降に弊社より請求書が送付され、請求書記載条件に定める期日までに年間料金を弊社指定の金融機関に現金にて支払うものとします。
4. 前項の請求書に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利14.5パーセントの割合による支払遅延利息を弊社に支払うものとします。
5. 有償保守期間の満了前にお客様が本契約を中途解約した場合、弊社は残存期間分の返金義務を負わないものとします。

第9条(保守料金の変更)

1. お客様は選択する本ソフトウェアのライセンスの数の変更(拡張・縮小)をする場合、お客様は、弊社に対し、拡張時の弊社所定の標準価格体系による拡張後の規模に応じた保守料金を支払うものとします。システム規模を縮小した場合、縮小時の契約期間中は、保守料金の変更は行わないものとします。

第10条(弊社の責任範囲)

1. 弊社は、第4条の定める本サービスの内容を善良なる監理者の注意をもって遂行するものとします。
2. 本ソフトウェアの稼動が依存する、本ソフトウェア以外の製品、ソフトウェア又はネットワークサービス(第三者が提供する場合には限られず、弊社が提供する場合も含みます)は、当該プロダクト又はネットワークサービスの提供者の判断で中止又は中断する場合があります。弊社は、本ソフトウェアの稼動が依存するこれらの製品、ソフトウェア又はネットワークサービスが中断なく正常に作動すること及び将来に亘って正常に稼動することを保証いたしません。
3. お客様に対する弊社の損害賠償責任は、第11条が適用されます。
4. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピソード・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による本利用規約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
5. 本条の定めは、弊社の契約不適合責任に関する責任の全てを記載するものとし、本条に定める他、弊社はいかなる場合にも本ソフトウェアについて、法律上の責任も含め、いかなる契約不適合責任を負わないものとします。

第11条(損害賠償)

1. 弊社は、前条に定める場合を除き、弊社の責めに帰すべき事由により、お客様に損害を生じさせた場合には、年間保守料金相当を上限に損害賠償を行います。但し、いかなる場合にも、弊社は、弊社の責によらない事由による損害、お客様のデータの喪失、逸失利益、お客様が第三者から受けた賠償請求に対する弊社への求償、本ソフトウェアが使用できなかったことに基づく損害その他特別損害、拡大損害に対して責任を負わないものとします。
2. 前条及び前項の規定は、契約不適合(瑕疵担保)責任、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因・根拠の如何にかかわらず、本利用規約及び本ソフトウェアに起因又は関連する弊社のお客様に対する一切の賠償責任を定めたものとし、これらの規定に定める責任以外には、弊社は、本利用規約及び本ソフトウェアに関して一切の義務又は責任を負わないものとします。

第12条(個人情報保護)

1. 弊社は、本契約を履行するにあたり、お客様より個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にて定義されるもの。以下、同様に定義します。)が含まれる旨を明示の上で個人情報を開示された場合、電気通信事業法、関連法令及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとします。
2. 本契約が終了またはお客様から返還もしくは廃棄する旨の請求が弊社になされた場合、弊社は速やかに個人情報の返還又は廃棄を行いお客様弊社間においてその旨確認を行うものとします。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. お客様及び弊社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。
 - 1) 自ら又は自らの役員等(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「反社会的勢力等」という。)であること
 - 2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
 - 3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、又は、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
 - 4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - 5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様及び弊社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - 1) 第1項に違反したとき
 - 2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - (1) 相手方に対する暴力的な要求行為
 - (2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方に対する脅迫的言辭又は暴力的行為
 - (4) 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、本契約により弊社が受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方又はその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社

会的勢力等の運営に資することが判明したとき、又は再委託契約の相手方が自ら又は第三者をして本条第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。

4. お客様は、弊社が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
5. お客様及び弊社は、本条第2項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先するものとします。

第14条(本契約の変更及び解約)

1. 弊社は、変更希望日の2か月前までに書面又は弊社所定の通知方法によってお客様に通知することにより内容を変更することができるものとします。なお、サービス料金については次期契約より変更するものとします。
2. 前項の定めによらず、本契約を変更する場合、両当事者の権限ある正当な代表者又は代理人が記名押印した文書によってのみ行うものとします。
3. 本契約を解約する場合は、以下の定めにより行うものとします。
 - 1) お客様は弊社に対して解約希望日の1ヶ月前までに通知するものとします。
 - 2) 弊社はお客様に対して解約希望日の2ヶ月前までに通知するものとします。

第15条(契約の解除)

弊社は、お客様が本条件に定める条項に違反した場合、直ちに契約を解除することができるものとします。

第16条(合意管轄)

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を合意上の専属管轄裁判所とします。

第17条(協議)

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び弊社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第18条(その他)

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出す、またはネットワークにより日本国外に送信することはできません。
3. 本契約の一部条項が法令・判決等によって無効となった場合でも、他の条項は依然として有効に存続するものとします。
4. 本契約に関する一切の請求権は、請求が可能となった日より2年の経過を以て時効により消滅するものとします。

以上

日本情報通信株式会社